

第10回環境影響評価審査会
事務局 資料
令和8年10月1日

新根岸地区土地区画整理事業
環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧

※表中のアンダーラインの部分は、前回（第8回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-1	（方法書の）2-18 ページの事業計画ですが、風致地区の緩和に関する記載があって、「第3種（風致地区）から第4種（風致地区）への変更や廃止を含め検討しています」とのことですが、検討の度合いにより、おそらく用途地域のあり方や造成計画のあり方が変わってくるのではないかと感じました。今回都市計画審議会で検討しますというようなことが書かれておりますが、それを踏まえて造成計画などを具体化したものを環境影響評価する必要がありますのではないかと思いますのですが、その点について教えてください。 [7/6 審査会]	今回のこの環境影響評価の対象というのは、我々は造成工事だということに捉えております。今、委員が御質問いただいた地域地区、風致（地区）も含めての見直しというものの方向性というのは、現在検討中でございまして、造成計画とその後の土地利用についてというところについては、我々はその後の土地利用は別事業だと捉えておりますので、何らリンクするものではないかというように考えております。 [7/6 審査会]	補足資料10で 本日説明
	A-1-2	用途地域は理解するのですが、造成計画の盛土、切土の範囲というのは、環境に影響を大きく与えると思います。内部の切土、盛土のゾーニングというのが、今回図として出ているのでしょうか。 [7/6 審査会]	切土、盛土の関係につきましては、予測、評価の前提となる条件となりますので、準備書の段階ではお示しできるかというように考えてございます。 [7/6 審査会]	
	A-1-3	それを方法書の段階で出せないというのはなぜですか。 [7/6 審査会]	今時点で検討しているところでございますので、検討のモデルというものであればお示しできるかと思いますが、それにつきましても様々な関係者がおりますので、今時点でお示しできるモデル図が方法書の段階ではないということで御理解いただけないかと思っております。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-4	通常、土地区画整理事業という中で、一番重要なのは宅盤の範囲や、あるいは残される地盤面です。そういったものの中で緑地の連続性や、あるいは水の浸透範囲であるとか、そういったようなものが事前の情報として確度が高まってくると思うのです。それが無い状態で予測、評価の適切な（検討）、例えばルート選定や地点の検討ができるのかどうか少し疑問に思うところです。検討中ということであっても、ある程度の変動の可能性はあれ、熟度も示しながら、造成計画の見通しをお出しいただきたいと思います。それは可能なのでしょうか。 [7/6 審査会]	調査地点の設定などに関しては、内部に関しては1地点のみでの設定となっております。また、造成計画につきましては、まさに本当に今検討しているところでございますので、いずれかの段階においてはお示しすることは可能かと、このようには考えておりますが、現時点、今時点ではお示しすることができないというところでございます。 [7/6 審査会]	補足資料10で 本日説明
	A-1-5	-	【審議で事務局が説明】 今回御指摘いただいた内容が、確かに方法書の段階の調査、予測の前提条件としての、例えば造成計画ですとかその辺りの検討状況については記載があるべきだということでございますが、まだ具体的な事業計画ですとか、地域地区等、用途地域等の検討については今後も引き続き検討がなされるというところです。事業者に対しては、いただいた御意見への対応として、方法書の段階で説明可能なかどうか、準備書の段階となるのかどうかなども含めて、補足説明は今後求めていきたいというように考えているところでございます。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-6	【審議での指摘事項等】 先ほどの都市計画決定、風致地区の変更であるとか用途地域の他の手順と、土地区画整理事業の手順ですが、どちらが先でないといけないというものがないにしても、やはり風致地区の変更が環境の保全を踏まえないまま行われていたら、やはり問題だと思うのです。 したがって、そのために環境アセスメントをしているとしたら、造成計画の検討において環境アセスメントの結果を踏まえたものを都市計画として検討していかないといけないのではないかと思います。 そのため、どちらが先かというよりは、きちんと議論されているのかということと、造成計画が与える影響について、できるだけ審議に入れるということをお願いしたいと思っています。 [7/6 審査会]	【審議で事務局が回答】 ありがとうございます。 [7/6 審査会]	補足資料 10 で 本日説明
A 事業計画	A-1-7	【審議での指摘事項等】 造成計画を、今の方法書段階では出せないような回答が事業者の方からありましたが、今の検討状況と遅くとも準備書段階ではしっかり示していただきたいという強い要望はこの審査会から出した方が良くと思います。 [7/6 審査会]	-	

■環境影響評価項目について

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-1	生物・生態系、緑地、水循環、触れ合い活動の場のところは、予測方法のところに「定性的に予測する」という文言が並んでいて、その意味を確認させてください。 生物・生態系で言えば、調査項目自体は具体的で、種名が挙がったり、観察頻度が挙がったり、個体数が場合によっては挙がったりするような定量的なものかと思うのですが、それが予測方法では、「定性的に予測する」となっていて、評価が定性的になるというのはまだ理解できるのですが、予測方法のところであえて定性的と書く意味を教えてください。 [7/6 審査会]	一部は例えば、数字を用いての予測、評価の表現になると思うのですが、どうしても影響要因なり、保全対象という部分が、定量的に判断し過ぎますと本質を外れる可能性もあるというところなので、あくまでもその保全対象にどういった影響を及ぼすか、それがどういったバランスで及ぼすのかどうか、そういった部分をしっかり見たいという観点から定性的と書かせていただきました。 [7/6 審査会]	補足資料 1 で 説明実施 [8/27 審査会] 補足資料 12 で 本日説明
	0-1-2	調査内容は、その結果をどのように解釈するのかはさておき、調査結果を淡々と客観的に報告するところではないか。他の項目を見ると今言ったような論理で作文されていることが確認できるので、少し生物環境のところアンバランスだと思いました。 (他の項目の)客観的な記述に照らし合わせて、生物・生態系を改めて見ると、ここは何かファジーになっている。あまりしっかりとやらない、精度を落とすというようにも読めて、釈然としないところです。 統一感を持って事業に当たってほしいということです。 [7/6 審査会]	予測、評価にあたっては、その趣旨を十分酌み取りたいところなのですが、まず大気、騒音、振動については評価の比較をするもの、比較対象なり、評価するものが、数値としてははっきり決まっているものである。一方、生物・生態系、あと景観、触れ合い活動の場に対しては、例えば、生息域の何%が減るとか、あとは種がどれぐらい減るとかそういう部分の評価ではないというところもあります。 [7/6 審査会]	
	0-1-3	それをやるのではないか。例えば、どのような希少な植物がいて、全体でこのくらいあった個体群が、そのうちのどれくらいが消失しますということをするのがアセスではないのですか。 [7/6 審査会]	ただ、生息域の変化そのものが、個体数の変化とは連動しないというところもあると思います。そういった部分では数字の 1 人歩きを、私自身も危険だと思っているところもあります。そういった部分では数字で表現できるところの予測は表現しますが、基本、中心はどういった形で影響を及ぼすかというところを把握するという部分が予測になります。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-4	把握の仕方は数値でやるしかないのではないのでしょうか。 それなのに数値は分からないのだけれども、評価はできる、影響の程度は言えるというのは変ではないですか。 例えば（消失する面積が）32%とか具体的なことは言いたくない、言えないということは分かりますが、それは精度などの話であって、それを例えば 30%と言う代わりにやや影響があるとか、影響はないとかいうような言葉に言い換えるというのは、定性的な評価とは言わないです。定量的な評価をただ言葉で言い換えているだけの話ですよね。 [7/6 審査会]	すみません、私も認識の違いがあったと思います。例えば重要種があったとして、ある植生があったとして、何 ha のうち何 ha が減る、また重要な種の生息域のうち何地点のうち何地点が消失するとか、あと生育環境の影響を受けるとか、そういった部分の表現は予測の中でしっかり表現させていただきます。 [7/6 審査会]	<u>補足資料 1 で説明実施</u> [8/27 審査会] <u>補足資料 12 で本日説明</u>
	0-1-5	おそらく、準備書段階で調査、予測、評価の結果として示される内容を見てそれで十分なのかどうかというところになるかと思いますが、定性的な評価という表現に引っかかるというところは、非常に理解できるところではあります。 [7/6 審査会]		
	0-1-6	調査しないということを最初から含みを持たせているかのように聞こえます。 とりあえず調査を行いその影響はありません、どういう根拠なのかよく分からないのに、影響ありませんと書いてくるというような、そういう穿った伏線を張っているようにも見え、誠意を感じません。 [7/6 審査会]		
	0-1-7	調査結果が示された段階で、もし仮に本当に根拠が不明確な定性的な表現のみでの結論になっていた場合には、それが不十分であれば、そのような指摘をこちらからまたするということになるかと思いますが。 [7/6 審査会]		
	0-1-8	でも方法書のところで認めたら、それで良いと言っていることになってしまう。結果を見てもう 1 回方法書に戻れとは言いにくいですがよね。 結果を見てもう 1 回本当におかしいかどうかその判断をしてくれ、問題があるならもう 1 回やり直すと事業者が言うてくださるのであればそれでも良いです。 [7/6 審査会]		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-9	だから数値的に行うということですよ。予測は定量的に行う（ということですよ）。 [7/6 審査会]	そういった面では数値的にやっています。 [7/6 審査会]	補足資料 1 で 説明実施 [8/27 審査会]
	0-1-10	だから誤解を招くので、記載の方法を見直していただけますか。予測方法として書いてあるところの文言を。 [7/6 審査会]	-	補足資料 12 で 本日説明
	0-1-11	意味するところを正確に記述してくださいということだと思います。次回以降、補足説明をしていただくということでいかがでしょうか。 定量的にしっかりできる部分は行っていかれるという確約をいただきましたので、その詳細の今想定されている中身を補足資料で説明していただきましょう。 [7/6 審査会]	-	
	0-1-12	そうですね、次回以降の補足説明で、訂正を踏まえたことがベースとして、その話が理解できるように、しっかりと証拠を残していただくということで、よろしくお願いします。 [7/6 審査会]	-	
	0-1-13	-	【審議で事務局が説明】 方法書の段階の調査、予測に関して補足をさせていただければと思います。技術指針におきましては、方法書の段階については調査と予測を対象に記載をしていくという構成になっております。準備書におきまして、目標を定めて、目標との対比によって今後評価をしていくという流れでございます。 今回御指摘いただいたお話の中に、予測の方法と評価の方法が、確かに関連性があるところではございますが、少し混ざった形で御審議いただいていたかと感じたところではあります。 調査をした上で、予測につきましては原則として定量的な方法で行うこととしておりますが、何らかの理由がある場合については、定性的でも構わないというような記載もあるところでございます。 このため、評価を定量的に行うか、定行的に行うかにつきましては、先々の準備書の段階になるのではないかと考えているところでございます。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-14	【審議での指摘事項等】 もしかしたら何か私の認識違いということはありませんか。 [7/6 審査会]	【事務局が回答】 御意見いただいたのは、予測を定性的というところの表現についてどのように考えているのかということについての御指摘をいただいたかと思います。 その中で、どういった精度の予測をしていくのかというところで、定量的なのか定性的なのかという御意見だったかと思いますので、今の記載ではその辺りが不明だというところで、事業者の方には補足説明を改めて求めていくべきかと考えているところでございます。 [7/6 審査会]	補足資料 1 で 説明実施 [8/27 審査会] 補足資料 12 で 本日説明
	0-1-15	【審議での指摘事項等】 定性というのが精度が悪いということではなく、定性と定量というのは全然違うことを言っているのに、行っていることが定量的な調査なのに、予測のところで定性的というのがおかしいと私は思ったのですが、それは大丈夫ですか。 [7/6 審査会]	【事務局が回答】 はい。そのため、御指摘のとおり、なぜ定性的というように表現したかというところについては、しっかりと事業者として御説明いただくところかと思っております。 [7/6 審査会]	
	0-1-16	(補足資料 1 で説明された予測手法の詳細について) 予測の中に段階の違うもの、概念的に異なるものが混ざっており、分かりにくくなっています。影響の程度を把握する段階と、それがどのような意味を持つのかという解釈の部分。 さらには緑地では保全計画の影響を把握しどのような保全措置を講じるのかという妥当性の予測が入っていません。 [8/27 審査会]	-	補足資料 12 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-17	<u>どうしたら分かりやすくなるかを、後ほど文章で送りたいと思いますが、口頭で考えを伝えます。</u> <u>1 番目に、対象物の特性の把握。例えば生物であれば生態や希少性、地域の生態系の代表性などを把握する。それは定性的であり一般的なものだと思います。</u> <u>2 番目に、工事計画と対象物の事業区域内の分布状況を踏まえて、影響の程度の把握。これは定量的に行うものです。</u> <u>3 番目に、その変化が一般的な文脈においてどのような意味を持つのか。定量的であればなお良いですが、必ずしもそれは難しいのは理解しますので、定性的でも仕方がないとも思います。</u> <u>例えば、コナラでは、1 番目にどのような樹種かを説明し、2 番目に現在のコナラの 70%が失われるという定量的な説明があり、3 番目に、それがどのような意味を持つのか。南関東ではコナラ林は現在でも普通に分布するものなので、(事業の区域における) 70%が失われても種としての個体群維持には影響はほとんどないというような定性的な説明をする。</u> <u>場合によっては、それが希少な生物であって、とても重要だという話になる場合もあります。</u> <u>4 番目に、保全計画の話が出てきます。今までの 1、2、3 番目の話を踏まえて、保全計画はこうあるべきだという努力目標があり、そのためにこのような方法により保全計画を立てるべきと考えているというように説明をする。</u> <u>5 番目に、保全計画を実施すると、努力目標はどの程度達成することができるかを示す。定量的であれば素晴らしいですが、定性的になっても仕方がないかもしれないとは思いますが。</u> <u>大切なのは、一つ一つの文脈が定量的なのか定性的なのかではなく、段階を踏んで、トータルとして予測をしていく手法を説明していくところだと思います。</u> [8/27 審査会]	-	補足資料 12 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-18	<u>定性的という言葉は根拠なく示して良いという話ではありません。データサイエンスの立場から言えば、場合によっては定量的に説明するより難しいです。</u> <u>例えば、先行事例により大丈夫だというような定性的な言い方。数値で定量的に言えない分、きちんと人を説得できる根拠を示す。それは簡単なことではないです。</u> <u>定量的な説明が難しいから定性的と書いたとき、逃げるための準備をしているように感じられてしまえば、かえって仕事がしづらくなると思うので、注意が必要かと思います。</u> [8/27 審査会]	-	補足資料 12 で 本日説明
	0-1-19	<u>補足資料 1 の表 1 (2) 緑地の左側に「緑化計画の妥当性を推定するなどにより影響の程度を定量的・定性的に予測する」とありますが、「影響の程度を予測した上で、緑化計画の妥当性を推定する」というような順ではないか。</u> <u>事業者の立てる緑化計画の妥当性を推定するためにそれまでの諸々の作業があるはずなのではないかと思います。</u> [8/27 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-20	先ほど5段階で整理していただきましたが、今現在は方法書段階ですので、先ほど言っていた第1段階の（生物種に関する）定性的な把握。（第2段階の）対象事業実施区域中における実際の生物、生態系の状況の定量的な把握、（第3段階の）計画に伴う環境影響の変化を定性的又は定量的にどのように行うのかというところまでが方法書で対象とするところかと思います。 <u>その結果を踏まえて具体的にどのような影響が考えられ、いかなる保全措置を講じ、それがどのような効果を発揮し得るのかというところは準備書でしっかり示していただくところです。</u> <u>5段階の中で言えば、3段階のところまで、どのように評価するのか、把握するのかというその手法を示していただきたいという趣旨だと理解しました。</u> <u>改めて文章でも御提出いただけるということですから、事務局を介して事業者に共有し、予測手法の整理の仕方を改めて事業者の方には御検討いただくということをお願いします。</u> [8/27 審査会]	はい、ありがとうございます。資料等確認させていただきます。	補足資料 12 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-1-21	【審査会後に送付いただいた意見】 <u>補足資料1「定性的に予測するとの記載について」における表1「予測手法の整理」にある「予測の手法の詳細」欄について、段階別に予測すべき内容を踏まえた記載に整理してほしい。</u> <u>以下1)～3)の順に項目「生物・生態系（生態系、動物、植物）」「緑地」ほかの予測手法の記載を見直し、方法書の審議において改めて補足説明してほしい。</u> <u>1) 調査結果を踏まえた「対象物の特性の把握」</u> <u>定性的な記載（一般的な種に関する情報等） ex. 考慮すべき生態的特徴、希少性、代表性</u> <u>2) 事業計画と、事業区域での対象物の分布状況を踏まえた、「対象物の変化の程度の把握」</u> <u>定量的な記載（具体的な予測項目や手法も併せて）</u> <u>3) その変化が広域的・一般的な文脈において、「どのような意味を持つのかの推定と考察」</u> <u>定性的考察を記載（可能なら定量的考察）</u> <u>以下、準備書における検討事項</u> <u>4) 保全の努力目標を設定し、保全計画を策定する。</u> <u>5) 保全計画を実施すると、目標はどの程度達成されるのかを予測。</u> <u>[8/27 審査会後]</u>	-	補足資料12で 本日説明
	0-1-22	<u>補足資料1の表1（3）水循環について「設定した平均的な浸透能力」と記述がありますが、平均的な浸透能力の設定はおそらく難しくなると思います。</u> <u>例えば、粘土のような地盤と砂礫のような地盤では、浸透特性とか透水特性は、大体10倍とか100倍とか普通に異なってくるものがあるので、平均的な値を使って代表させることはかなり難しい。</u> <u>定量的、定性的な比較などの予測というものはこれから検討いただければと思いますが、平均的な値で対応するのではなく、できれば代表的な地盤をいくつかピックアップし、それに対して浸透特性を見ていただくことが大事かと思います</u> <u>[8/27 審査会]</u>	ありがとうございます。現地状況を見まして、代表的な点とか、また特別そのポイントだけというところがあるかどうか確認して設定させていただきます。 <u>[8/27 審査会]</u>	説明済 [8/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-2-1	【審議での指摘事項等】 アセス担当の事務局に伺いたいのですが、横浜市の都市計画部局は数多くアセスを行っているのに、今回の方法書のような「法律さえ守っていれば、（アセスは）やらない」というような態度というのは珍しいのではないかと思います。事前に調整などがあったのでしょうか。それから、（選定する）項目の追加は、私は求めるべきだと思うのですが、アセス担当の事務局の方で、見込みがあれば教えていただきたいと思いました。 [7/6 審査会]	【事務局が回答】 例えばの話、先ほど御指摘がありました、土壌汚染対策の区域指定がされているところの措置につきましては、今回事業者の方も説明しておりましたが、法令の方で措置については適切に決まっているところがございます。そういったものは当然に行うということもあるので、ことさらに予測の対象としなくても良いのではないかなというように意見があるのは、事務局としても認識をしているところでございます。 ただし、例えば今回の場合ですと、その区域が造成の見込みがあるのかどうかですとか、そういったところが具体的に方法書の段階では示されていない中で、項目選定しないというところを説明されるのが妥当かどうかというところは、我々でも意見が分かれるところでございました。 その他の部分についても、法令でというような表現がございますけれども、正直申し上げましてケースバイケースな内容なのではないかと感じております。 今回の事業者の考え方としては、当然行うべき法令の義務については履行していくというところをもって、項目選定しない理由とさせていただきますというような事前の相談がございましたところです。回答になっていないかもしれませんが、そのような状況でございます。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	0-2-2	【審議での指摘事項等】 そういう事業者の説明を事務局としても、今の段階でとりあえずはよしとしたということですよね。 [7/6 審査会]	【事務局が回答】 形式上の話になってしまいますが、我々も助言をする立場でございまして、図書の提出につきましては事業者の責任において行っているところでございます。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-2-3	【審議での指摘事項等】 そうは言っても、本日御指摘がありましたように、法令遵守するのは当たり前のことです。 「法令遵守しているから大丈夫です。市施行の事業だから大丈夫です。」では説得力を欠きますし、それで環境影響が回避される、低減されるなどは、どの程度の環境影響がそもそもあって、それがどの程度低減されるのかというところがやはり定量的にそれなりに示されないと説得力を欠きます。 いずれにしても非選定の理由として、廃棄物・建設発生土、それから今日御指摘のあった地下水の水質、土壌汚染、あと私が思うのは、地域交通と文化財等のところについては、いずれもこの理由では納得できないというか説得力を欠きますから、ここは改めて御検討いただくように、事業者の方に事務局からお伝えいただいて、選定するか、引き続き非選定とするのであればしっかりとした根拠を示した上で御説明いただく必要があるということかと思います。それはお願いいたします。 [7/6 審査会]	【事務局が回答】 承知いたしました。 [7/6 審査会]	補足資料 2、3、6、7、8 で説明実施 [8/27 審査会] 補足資料 11、13、15 で本日説明
	0-2-4	【審議での指摘事項等】 今、会長が地下水の水質とおっしゃいましたけれど、これは地下水の水質ではなくて、おそらく水循環の地下水位及び湧水の流量のところになるかと思います。水質と言うよりも水量、水位ですね。 [7/6 審査会]	-	
	0-2-5	【審議での指摘事項等】 水循環の中の地下水位及び湧水の流量。それで、湧水は項目（選定）になっているのですが、地下水位については項目にしないのであれば、まだその説明が足りないと思います。 [7/6 審査会]	-	
	0-2-6	【審議での指摘事項等】 そうですね、地下水の水質のところも説明としてはむしろ足りないかとも思います。 [7/6 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-2-7	【審議での指摘事項等】 はい。それと先ほど御指摘があったのは水循環ですね。地下水位と湧水の流量のところですね。分かりました。そちらについても、改めて事業者の方に御説明いただくということをお願いいたします。 [7/6 審査会]	【事務局が回答】 承知いたしました。 [7/6 審査会]	補足資料 2、 3、6、7、8 で説明実施 [8/27 審査会] 補足資料 11、 13、15 で 本日説明
	0-2-8	非選定の理由については、<u>地域交通だけではなく、補足資料 3 文化財等、補足資料 6 水循環、補足資料 7 廃棄物、補足資料 8 土壌汚染についても「定められた手続、法令等の手続を経て対策を講じることにより、環境影響が回避又は低減されることから、環境影響評価項目としては選定しない」という同じようなロジックで説明がされておりますが、そもそも環境影響があるということが想定される場合にはアセスの手続において環境影響評価項目を選定していただき、その上でどの程度どのような環境影響が想定されるのかというところを明らかにしていただき、環境保全措置を示していただき、その保全措置の効果というところまで明確にさせていただくというのが、第 6 回審査会でも御指摘がありましたが、事業者としての説明責任を果たすという上で重要で、そのための手続でもあるわけですから、法令に基づく手続を踏むから影響が回避される、低減できるので環境影響評価項目を選定しませんということは、理由にならないということを明確に、認識していただきたいと思います。</u> [8/27 審査会]	-	補足資料 11、 13、15 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
0 全般	0-2-9	旧上瀬谷通信施設土地地区画整理事業のアセスでは、例えば文化財等についても、「対象事業実施区域の中に埋蔵文化財が存在していて造成工事の実施に伴う文化財等に影響を及ぼす可能性があるので環境影響評価項目として選定します」というようにされています。廃棄物についても同様です。 （事業に伴う影響の程度の見込みが十分に説明されていない状況では、）影響があると考えられるものは項目選定をするということが前提です。 法令等に基づいて手続を踏んでどのように影響が回避、低減できるのかということは、準備書段階でしっかりと示していただければ良いところを認識していただく必要があらうかと思います。 [8/27 審査会]	-	補足資料 11、13、15 で 本日説明
1 温室効果ガス	1-1-1	温室効果ガスに関連するところで、方法書の 6-1、6-2 ページのところになりますが、原単位について整理されるということと、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の最新版を使用されるという点は良いと思っています。 一方で、予測するのに稼働状況が影響するのですが、その記載がなかったのが、加えていただいた方が良かったかと思います。 （6-2 ページの表 6-2 の）予測方法のところ「台数等を整理の上」というところがあるのですが、そこに「稼働状況等」を含めるかと思うのですが、その記載が、表 6-1 も「原単位の整理」だけになっていて、表 6-2 の方も「台数等」というところだけになっているので、記載いただいた方が良かったかと思いました。 稼働状況は、実際にはどういうふうに予測されるのかということも併せてお伺いしたいところです。 [7/6 審査会]	まず、稼働状況を見込むという話なのですが、こちらの「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」で見込める状況であればしっかり見込みたいと思います。当然工事においては、当然過負荷とかそういう部分を行うべきではないというところなので、通常の負荷の状況というところを前提とした上で、稼働状況を設定して反映させていきたいと考えます。そういうことですので、ここには稼働状況という言葉を追加させていただきたいと思います。 [7/6 審査会]	補足資料 4 で 説明済 [8/27 審査会]
	1-1-2	稼働状況に踏まえということで追記いただきありがとうございます。 第 6 回審査会のときに、稼働状況を実際どのように予測されるかということも併せて質問させていただいたのですが、この稼働状況の設定は準備書で示されるという理解でよろしいでしょうか。 [8/27 審査会]	それで結構です。 [8/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物・生態系	2-1-1	方法書の(6-3 ページ) 表 6-3 の調査方法について、他の項目では、(調査方法について) より具体的に何日とか何時間とか記載があったので、動物の調査についてもう少し具体的に書くことが可能かどうか御検討いただきたいです。 [7/6 審査会]	動植物の調査時期についてもう少し詳しく書けるのかどうかについては検討させていただきます。 [7/6 審査会]	補足資料 5 で 説明済 [8/27 審査会]
	2-2-1	哺乳類の調査に無人撮影法と記載があるのですが、4 季と書かれていて、これは季節によって 1 回 1 回、機器を回収するのか、付けっぱなしで定期的に電池の入れ替えや画像チェックをするような方法なのか。 [7/6 審査会]	無人撮影法については、定期的に回収(なのか)と(御質問が)あったのですが、例えば各期の中で一定期間置きまして、それを回収するという形で考えております。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	2-3-1	哺乳類のトラップ法について、おそらくシャーマントラップなどを仕掛けるのだと思うのですが、どれくらいのスパンで設置をして、チェックして回収するのか。 [7/6 審査会]	トラップ法については、例えば 2 日間なり 3 日間なり、各季の調査期間の中で最初に設置して調査終わりに回収するという形で計画しております。 調査期間なのですけれども、現地ではおおよそ 2 日か 3 日程度を考えております。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	2-3-2	通常トラップは生け捕りだと思います。そもそも 3 日間で結果が出にくいというのが 1 つあると思いますし、設置して 1 週間など、結構長い期間置いているうちに罠が馴染んで捕獲できるというのもあると思います。 3 日間置いて捕れるのかということが 1 つと、あと設置して最後に回収するというのは、多分それでは中にいる哺乳類が死んでしまうので、通常は 1 日 1 日早朝にチェックして確認する必要があると思うのですが、その点を御検討いただきたいと思います。 [7/6 審査会]	-	補足資料 5 で 説明実施 [8/27 審査会] 補足資料 14 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物・生態系	2-3-3	トラップ調査において3日間で捕獲できるのかについての説明が(補足資料5では)記載されていない気がするので、説明していただけますでしょうか。 [8/27 審査会]	まず、調査日数の設定というところでトラップ調査の2日間というところも合わせて設定したところなのですが、類似した事例の調査日数、またこの調査地域の面積、あとは小型哺乳類の生息・生育基盤、こういった部分の分布を見て考えさせていただきました。この地域については住居とか住居跡地の人工改変地も多く、また森林とかも限られており、畑もない草地も高茎草地も少ないような状況でありますというところでしたので2日程度を標準として各調査日程を決めております。 トラップ調査についても、一晩だとトラップ周辺に移動しない場合もあるのではないかとということもあるのですが、一つは移動経路と一番なり得そうな確率の高いところにトラップの設置点を設定するというところと、あとは他のフィールドサインとか、他の付帯目的とか、そういった部分の調査を複合してやることによって、2日間で調査をさせていただきたいという、そういった形で調査地点を設定しております。以上です。	補足資料14で 本日説明
	2-3-4	そもそもトラップ調査は、何のために行うかを説明いただきたい。 このトラップ調査の意義をどのように理解されているか教えてください。 [8/27 審査会]	トラップ調査については、小型哺乳類、ネズミ類の捕獲により種の特定を行うということを目的としております。	
	2-3-5	トラップ設置の次の日の朝に確認し、2日目の調査が終わったら回収するとあります。 調査をされているのでおそらく理解いただいていると思うのですが、基本的に昼間しかからないです。 朝チェックをし、帰りにもう1回チェックしても、そのもう1回のチェックはおそらく無意味です。ここで実績となるのは、その朝だけだと思います。 この面積の中で、どれくらいの数のトラップをつけられるのですか。 [8/27 審査会]	1地点あたり20個は最低でもつけようと考えています。	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物・生態系	2-3-6	ネズミの種類を出すと言われた、それが目的だと思います。 希少種を出すというだけではなくて、どのような種類がいるのか、もしかすると県内で把握できていなかった種類や希少種が生息している可能性もゼロではない中で、トラップによりネズミを捕獲し種類を挙げることですよね。それは、まず一晩では無理だと思います。 もしこれまでに取れた実績があるとしても、それは、その場所の実情を把握できたとは言えないと思います。全くやる意味がないような内容では、「このアセスメントにおいてしっかりとトラップ調査まで行った」という実績作りにされるのが一番私としては困ります。 トラップ調査をやるのであれば、やはりそこで実態が把握できる量や期間をしっかりとやらないと、やる意味が全くないです。 おそらく昼間取れないことは分かっているだろうに、その昼間も含めて、トラップを設置して2回確認しますという、実績は1回ではなくて2回で2日間やります、という説明をされること自体が私としては理解できないです。 生息する希少種としてはカヤネズミなので、球巣の調査をするとして、トラップ調査については特に他の希少種は対象外とするという大前提でトラップ調査はしませんという選択肢もあると思います。予算的な話もあると思います。 ただ、トラップ調査をやるのであれば、実態が把握できないこの工数、内容ではおかしいと思うので、その部分は考えていただきたいと思います。 [8/27 審査会]	-	補足資料 14 で 本日説明
	2-3-7	ただいまの御指摘を踏まえて改めて御検討いただきまして、その結果はまた後日御説明いただくということでよろしいですか。 [8/27 審査会]	承知しました。	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物・生態系	2-4-1	おそらくこの場だとカヤネズミの可能性を探っておかなければならないと考えています。多分フィールドサイン法で球巣などを探したりもするのだと思うのですが、トラップを仕掛ける際に、おそらくネズミの種類によってベイト（餌）の種類も変わってくると思いますし、大きさも変わってくると思います。種類を挙げるという意味では、オーソドックスな方法で行うのだと思うのですが、カヤネズミに特化して誘引できるような方法も検討していただけたらどうかという提案になります。 [7/6 審査会]	-	補足資料5で 説明済 [8/27 審査会]
	2-5-1	鳥類の調査方法ですが、夜間録音調査法も同じように2日間や3日間セットして、夜間ずっと記録されるのですか。 [7/6 審査会]	こちらは夜間ずっとです。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	2-5-2	それを分析するということですか。 [7/6 審査会]	そうです。 [7/6 審査会]	
	2-6-1	「猛禽類が確認された際に、有識者にヒアリングを行い」とあるのですが、有識者は地元詳しい方なのか、猛禽類の生態に詳しい方なのかどちらを示しているのですか。 [7/6 審査会]	両方に詳しい方で、神奈川県の特 門家の方を今考えております。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	2-6-2	もし両方に詳しいということであれば、通常は順序が逆だと思います。まず有識者にヒアリングをして、状況を把握してから調査に入るべきであって、前情報がない状況で入るのはあまり得策ではない。具体的に地元のことについて聞ける有識者がいるのであれば、先に聞いた方が良いです。 [7/6 審査会]	分かりました。ありがとうございます。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	2-6-3	その際の対応として、定点調査とあるのですが、既に（鳥類の）定点調査をもうここでは行う予定をされていて、その定点（調査）位置を見させてもらったのですが、その3地点は猛禽類を把握するには、結構良い地点に落とされているので、十分把握できると思います。 そこに更にまた定点調査を行うのかというのも少し疑問に感じたのですが、これについては日数を増やすとかそういう話になりますか。 [7/6 審査会]	今のところでは1回あたり3日程度というところで3定点というところで計画しております。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物・生態系	2-6-4	効率良いやり方を検討していたければ良いと思います。 定点調査を行っている上で、更にもう1回定点調査を行うというのではなく、何かしら検討をしていたければと思います。 猛禽類への対応と言うとほぼ定点調査だと思います。あとは任意観察法というのが、おそらくそういう森林の巣探しという話になってくると思うのですが、その辺は調査項目がかぶると思ったので、御質問させていただきました。 [7/6 審査会]	先ほどの任意観察法と定点観察法の話なのですが、鳥類全般として任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法を行いまして、猛禽類に特化して定点観察法を行うと。それぞれの情報は相互補完するという形でやっていけば、より効率的になると考えております。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	2-6-5	任意観察法も調査のラインセンサスのルート図を見ると結構網羅できるようなラインだと思います。 その上で、更に任意観察法でまた歩くのかなという気もしたのですが、おそらく、市街地も含めてということですか。 [7/6 審査会]	そうですね。補完するという意味合いが強いかと思います。 [7/6 審査会]	
	2-6-6	墓地があったり、立入制限区域があったり様々な大変なこともあると思うのですが、たくさん調査を行っていただけるのは大変ありがたいのでよろしくお願いします。 [7/6 審査会]	-	
3 緑地	3-1-1	緑地の予測方法、方法書の 6-10 ページ（表 6-7）です。 緑地の面積の変化の程度に関しては、先ほど 3%を土地区画整理事業において、公園を作るというお話がありましたが、風致地区で緑地の確保をしなければいけないのと、各街区内で緑地の面積を検討しなければいけないと思いますので、そういった内部の緑地の面積の考え方は緑の繋がりをどう作るかを検討する上で非常に重要な観点になると思うのです。今回その内部の緑のネットワークに関する検討状況があまり示されていなかったもので、これを教えてください。 [7/6 審査会]	内部の緑の繋がりについては、1つ緑の連続性というところになるかと思いますが、そこは施設の設置の必要性、そういった部分を踏まえまして、連続性について、回廊ネットワークについて検討してまいりたいと思います。 [7/6 審査会]	<u>補足資料 9 で</u> <u>本日説明</u>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 緑地	3-1-2	その検討においても、やはり造成の影響が非常に大きいと思うのですが、造成の影響を踏まえて検討していただくことが重要だと思うのですが、それをやはり予測の条件としてお示しいただきたいというように思いました。 もし今すぐに検討が難しければ、また、追って、可能性を検討した結果をお示しいただければと思います。 [7/6 審査会]	-	補足資料 9、 10 で本日説明
	3-1-3	調査、予測、評価の前提となる造成計画が明らかにならない、なっていない段階で、適切なアセスができるのかということだと思いますので、いずれかの段階で造成計画の詳細が出てくるだろうというようなお話がありましたが、本来今の段階でそれをお示しいただかないと今後のアセスがしっかりできないという話だと思います。 そこは持ち帰っていただいて、事業者の方はお答えをまた次回以降しっかり準備いただくようお願いいたします。 [7/6 審査会]	-	
	3-2-1	あと教えていただきたいのは、この(表 6-7 の予測方法に記載の)「環境適合性を把握する」ということの意味ですね。どのようにその環境適合性というのを把握しようとされているのか、これを教えてください。 [7/6 審査会]	環境適合性という部分に関しては、そこに残された、また植栽する樹種がそこに在来しているものなのか、また潜在植生に該当するものか、そういった部分を含めて、そこに適した緑化になるのかどうかそういったものを検討しようと考えております。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
4 水循環	4-1-1	湧水については今日説明がございました。スライドの 35 枚目です。ここに 2 箇所の湧水の調査地点、G-1 と G-2 というのがございますが、これは実施区域から結構離れているのですが、特に G-1 はそうですけれども、ここを選ばれた理由は何でしょうか。 [7/6 審査会]	この周辺にある湧水として、我々が把握している場所の 2 件でございます。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	4-1-2	実際に湧水箇所があるということで、別の言い方をすると、この周辺、もっと近いところで湧水として明らかになっているところはないのでしょうか。 [7/6 審査会]	インターネット上に一般に公表されているものでそういった記載があるところがございますが、我々はそれがなぜそういうような登録がされているかというところは承知しているところではございませんので、しっかりと湧水として公表されている場所を選んでいこうとございます。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水循環	4-1-3	今回の区画整理事業の影響を見るには、G-1は特に離れすぎているという印象を持つのですが、もう少しその湧水に対する影響を見るのであれば周辺の湧水を調査、評価すべきだと思います。同時に、やはりある程度の地下水流、地下水の流れも確認して、どの方向に影響が出るかということはある程度想定できますので、その方向にある湧水箇所を調査するとか、評価するとか、もう少し検討していただけないでしょうか。 [7/6 審査会]	先ほど委員から御指摘のあった土壌汚染対策法(の形質変更時要届出区域)でも、今回(実施区域の)エリアから外しているところが、土壌汚染対策法の手続の中で地下水の流れというのをある程度確認はしているかと思います。一般には谷沿いに流れると思いますので、これのG-1とG-2でいけば、評価はG-2でなされるかと、このように考えているところでもございます。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	4-1-4	地下水流はこれ(スライド35の図)でいくと北から南に流れているということですか。 [7/6 審査会]	そうですね。地形的にはG-2がそのまま地形なりに下がっていくところでございます。 [7/6 審査会]	
	4-1-5	G-2も実際に湧水として現在あるわけですね。 [7/6 審査会]	そうです。 [7/6 審査会]	
	4-1-6	G-2の方は、私は良いと思うのですが、G-1がどうしてここを選んだのかと思って質問しました。もっと影響の出やすい箇所、チェックすべき点があるのではないかと考えて質問しましたが、もし今後の調査によって、もっと周辺で見られるところがあれば、ぜひそこを入れていただきたいと思います。 [7/6 審査会]	分かりました、ありがとうございます。 [7/6 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水循環	4-2-1	それと地下水位に関しては、今回評価項目としては選定しないということですが、方法書の 3-137 ページに災害応急用井戸の位置図があります。3-137 ページの図 3-60 です。この図の黒い点が災害応急用井戸なのですが、この周辺に災害応急用井戸がたくさんあります、この辺の一部のボーリング調査の結果だと、不圧地下水ではなくて被圧地下水ということですが、今回の工事は表層の工事なので、被圧地下水までは影響を及ぼさないという論拠で地下水位については評価項目から外してありますが、同じくそのボーリング調査の結果で、少し場所が離れていますが、巻末の添付資料の（「2 ボーリング柱状図および位置図資料」に）根岸住宅地区隣接崖地崩落対策報告書という平成 11 年 5 月のものが入っており、その中にボーリング位置図が B K-1 と B K-2 というのがございます。そのボーリング柱状図を見ると、この辺の孔内水位は 1 m とか 2 m 程度です。したがって、これは不圧地下水だと思いますが、これはたまたま位置が相当北の方、今回の実施区域の上の方ですが、他にこの災害応急用井戸がたくさんございます。その中でこういった不圧地下水を採取しているようなところはないと確認されているのでしょうか。 [7/6 審査会]	災害応急用井戸は、基本的に不圧地下水を採取しているものと承知しているところです。 [7/6 審査会]	説明済 [7/6 審査会]
	4-2-2	被圧地下水ではなくて不圧地下水を採取しているということですか。そうしたら表層の影響が出る可能性はございますね。 [7/6 審査会]	今、委員のお話にあった崩壊地のところは、この堀割川という計画地の西側を流れる人工の河川とほぼ同じような標高の部分の工事のボーリング調査結果となっております。ですので、実施区域より東にある災害応急用井戸との標高というのも、40 ないし 30m から 50m ぐらいの比高差があるぐらいの場所の違いがあります。つまり、台地の水と川沿いの水との違いというのが、ここで大きくあるのではないかと考えているところでございます。 [7/6 審査会]	<u>補足資料 6 で説明実施</u> [8/27 審査会] <u>補足資料 15 で本日説明</u>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水循環	4-2-3	災害用井戸が不圧地下水から取水しているところが何箇所かあるのであれば、それに対する影響はないということをしっかりした根拠を持って示していただく必要があるかと思います。 その上で、地下水位は影響が少ないということで、非選定項目と結論付けることは可能だと思うのですが、若干この非選定とした理由付けが納得できるようなものではないと感じました。 [7/6 審査会]	-	補足資料 6 で 説明実施 [8/27 審査会] 補足資料 15 で 本日説明
	4-2-4	<u>補足資料 6 のイメージ図に基づいて見解が述べられていますが、この被圧地下水の内容は必ずしも正確には記載できていない気がします。</u> <u>当然土被りが厚いところでは地圧が大きくなりますが、一般的に被圧地下水は、帯水層の上下が難透水層で挟まれて、圧力が高くなるものです。</u> <u>おそらく、大気開放という記載は、帯水層の上の部分の不透水層、難透水層が薄くなる、あるいはなくなるということで、不圧地下水になるということだと思いますので、この図では誤解を招くと思います。</u> [8/27 審査会]	<u>最初の帯水層のイメージ図の話について、イメージ図を直すとかそういう話ではないと思うのですが、誤解を招かないイメージ図に変えとか、そういったことも含まれていらっしゃるのでしょうか。</u> [8/27 審査会]	補足資料 15 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水循環	4-2-5	対象事業実施区域の周辺の災害応急用井戸は不圧地下水で、不圧地下水の水源の多くは、その上流部から流れてくる被圧地下水ということなのかもしれませんが、もしそうであれば、事業者の見解に「推察」という言葉が出てくるのですけれども、推察ではなくてある程度の根拠をもって示していただく必要があると思います。 下流部の井戸の水源が上流からの被圧地下水がほとんどであれば、水位にそれほど影響を与えないかもしれません。 ただし、上流部の表層で掘削や埋め立ての工事をするということで、補足資料6のイメージ図の左半分にある、大気開放の左側の被圧地下水の上部にも当然不圧地下水があるわけです。 それから、雨がある程度地下水に浸透してきますし、ある程度その上流部からも不圧地下水が流れてきますので、被圧地下水だけではないですね。不圧地下水が下流の方へ流れていくのですが、工事によって地下水の水質、濁度になるかと思うのですが、濁ったりして、それが下流の井戸に影響を与えないという根拠も、やはりある程度示していただく必要があらうかと思います。 もし地下水の影響評価を見る必要がないということであるならば、しっかりした根拠を示していただく必要があると思います。 [8/27 審査会]	—	補足資料 11、15 で本日説明
	4-2-6	パラメータをきちんと設定すれば不透水層とか不透水に近いところというのはモデル化できると思いますので、しっかり考慮していただく必要があらうと思います。 また、この断面一つだけで良いという検討ですと、やはり全体の挙動は再現できないと思います。 代表的なところをいくつかピックアップして検討して、確認していただきたいと希望します。 [8/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水循環	4-2-7	補足資料 6 の表 6 の選定又は非選定の理由の赤字で書いてあるところに「また、造成工事は表層部の削剥、切土及び盛土」と書いてあり、その次に「表層に浸透する降雨水と不圧地下水の源となる深部地下水とは地質構造上も水理的な連続性はない」とあるのですが、その根拠が事業者の見解のところでは「推察」で統一されています。ある程度定量的に示せるのであれば、しっかりと言えると思うのですが、根拠をもって示していただきたいということです。 [8/27 審査会]	分かりました。ありがとうございます。 [8/27 審査会]	補足資料 15 で 本日説明
	4-2-8	基本的には水循環（地下水位）を選定していただいて、調査、予測、評価していただくということをおそらくしないと、定量的に示すということには繋がらないと思います。 [8/27 審査会]	すみません、地下水のことなので、定量的にできるかというのは、濁度であれば出るかと思えますけれども、全般的に定性的な世界の話ではないかと思うのですが、その辺り、どのような御見解をお持ちでしょうか。 [8/27 審査会]	
	4-2-9	私も関連する基本的な情報を十分に持っていませんので、どの程度の情報が分かりませんが、ある程度の定量性を持った解析ができるのではないのでしょうか。 [8/27 審査会]	分かりました。ありがとうございます。 [8/27 審査会]	
	4-2-10	地盤に関してはやはり不均質性もありますし、調査も費用の面もありますので限定的にしかできなくて、例えば、建物のコンクリートのように完全に正確に性質を把握するのは難しいと思います。 そうなるとうとうしても定性的にならざるを得ないところもありますが、それを一番条件として悪い条件を想定したという安全側の計算なり予測評価を行うことで、きちんと担保することが必要だろうと思います。 安全に関することですと、安全率として 2 や 3 をかけて、十分安全だということをよく考えますが、それと同じように条件として悪いところを想定していただけると、予測評価としては安心かと思います。 [8/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4 水循環	4-2-11	—	【事務局が説明】 この補足資料6の作成にあたっては、事業者の見解のところを文言のみで頂戴をしていたところですが、文章の内容の理解を進めるために事務局から簡易的なイメージ図をお願いしたものだったので、どの程度の作り込みをするべきなのか御助言いただけると幸いです。 [8/27 審査会]	説明済 [8/27 審査会]
	4-2-12	この図を準備書や評価書に入れるのであれば、もう少し正確な図を作る必要があらうかと思ひます。 これは事業者の見解の説明の資料として、準備書、評価書に入るものではないということであれば良いと思うのですが、この図に基づいて見解が述べられ、準備書に入るであろう内容も文書が作られていますので、その辺をもう一度再検討して正確に表現していただいた方が良いかと思っています。 [8/27 審査会]	【事務局が回答】 ありがとうございました。 [8/27 審査会]	
	4-2-13	この図の地圧というのはおそらく土の粒子同士がかみ合いをもつて生むような有効応力と間隙水圧を合わせたような、ある場所に上に乗っている土や水の重さを全部合算したものが、土圧、全応力として作用しているというイメージになろうと思ひます。 これが本当に被圧地下水なのかということは、私も少し疑問に思うところで、この地圧というのが、土粒子のかみ合わせでもっていたら、深いところにある地下水でも大気に開放された状態になっていて、全然被圧していないということは存分にあり得るかと思ひます。 この近隣で井戸がどこかにあると思ひますので、それで被圧しているのかどうかということは簡単に確認していただけると思ひます。図を修正いただくときにはその辺りのことは簡単に御確認いただけると良いかと思ひます。 [8/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5 廃棄物・建設発生土	5-1-1	廃棄物・建設発生土ですが、今日の御説明と方法書では環境影響評価項目に選定されていないのですが、選定されていない理由は方法書5-4 ページにあります。一言で言うと、「法律、関係法令でしっかりとやりますから、アセスしません」というように書かれているのですが、法令を遵守するのは当たり前の話で、法令を遵守する以上に、なぜアセスの項目になり得るのかというところをどのように御認識されているのか、まず認識をお伺いしたいと思います。 [7/6 審査会]	法令に基づきますので、認識としては、我々は市施行で市の工事でやりますから、市のルール以上のことはできないかと考えています。 [7/6 審査会]	補足資料7で 説明実施 [8/27 審査会] 補足資料11で 本日説明
	5-1-2	いや、そうではなくて、法律に則るのは当たり前で、それ以上になぜ環境アセスメントに廃棄物・建設発生土という項目があると思うのですか、ということをお尋ねしたかったのですが、あまりしっかりと御認識されていないようです。 私から少し申し上げれば、単なる適正処理ではなくて発生抑制や再資源化を事業者としてどうするかということを公開して、その誓約を守るというところに、住民に対する説明責任もありますし、環境負荷を総合的に下げるというベストプラクティスを追求することにもアセスメントの意義があると考えのですが、そうお考えではないようですので、いかがなものかと思います。 廃棄物・建設発生土については、国の残置物の産業廃棄物も出るようですし、それから切土、盛土があります。そもそも施工計画がまだできないという発言もあったようですが、廃棄物、建設発生土が場外に出るということそのものが環境負荷になり得るものですから、これは項目の選定として検討していただくべきではないかと私は思っています。まずそれを意見として申し上げます。 [7/6 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5 廃棄物・建設発生土	5-1-3	方法書の 5-4 ページの(表 5-4 にある) 廃棄物・建設発生土のところで、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土の工事中のところですが、いずれも非選定になっています。この産業廃棄物と建設発生土はしっかり押さえていただく必要があると私も思うのですが、一般廃棄物はどうですか。 [7/6 審査会]	-	<u>補足資料 11 で 本日説明</u>
	5-1-4	廃棄物というのであれば、一緒にやってはどうかと個人的には思います。少ないというだけの根拠があるのであれば、むしろ予測をして少ないことを示した方が良いのではないかと思います。 [7/6 審査会]	-	
	5-1-5	私も全く同感で、この廃棄物・建設発生土の部分だけではなくて、他にも土壌汚染も地域交通も、それから文化財のところもそうですかね。「法令に基づいて対応していくので、市がやる工事なので、市が施行者なので、環境影響は低減される又は回避されるので、環境影響評価項目としては選定しません」という理由が書かれていますが、それは選定しない理由になりません。具体的になぜ環境影響がないと言えるのかということが示されないと、これを非選定にする理由にはなりませんので、そこは改めてしっかり御検討いただきたいと思います。 [7/6 審査会]	-	<u>補足資料 2、 3、6、7、8 で説明実施</u> [8/27 審査会] <u>補足資料 11 で 本日説明</u>
	5-1-6	<u>廃棄物・建設発生土については、 そもそも環境影響評価項目に選定 するべきだと私は考えます。それは アセスメントの制度に照らしても です。</u> [8/27 審査会]	-	<u>補足資料 11 で 本日説明</u>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5 廃棄物・建設発生土	5-2-1	配慮市長意見に対する見解ですが、今日のスライドの 15 ページになります。こちらで「(建設発生土の) 再利用の配慮内容については、表 4-4 の配慮事項(18)に示します」となっています。その配慮事項(18)というのが、方法書 (4-5 ページ) の表 4-4 の配慮事項(18)というところにあるのですが、「原則として場内再利用するように、施工計画を検討してください。」という市長意見に対して、「場内利用を原則としますが、やむを得ず」というふうに、非常に一般論が書いてあり、具体的にどう施工計画を検討するかということは書かれていない。 ですから、本来環境アセスメントとしては、産業廃棄物の発生量を予測し、建設発生土については切土と盛土の量を予測し、本当に場内で再利用ができるのか、できないとしたらなぜできないのか、搬出するとしたら、どのようにどこに搬出するのかということを、環境保全目標を立てて環境保全措置として明記すべきではないかと思ひますし、この市長意見に対する答えにしっかりとってないなかったのではないかと、いうことを指摘させていただきます。 [7/6 審査会]	-	補足資料 11 で 本日説明
	5-3-1	<u>産業廃棄物についてだけ補足資料 7 の表 7 などを出されてきちんとやるということをおっしゃっていますが、第 6 回審査会でこちらで指摘しているのは建設発生土や一般廃棄物もありますので、それについては何も書かれていません。</u> [8/27 審査会]	今の建設発生土の件でございますけれども、我々が入室する前の事務局からの説明であったかどうか分かりませんが、後の審査会の中でお示しさせていただきます造成計画の中で、この残土量とかそういったお話をさせていただこうかと考えております。 [8/27 審査会]	
	5-4-1	<u>補足資料 7 の表 7 に「既存資料を参考に数量を整理」とありますが、もう少し根拠が必要です。また、分類でリサイクルと安定型というふうに大まかに書かれていますが、何を示しているのかが分かりません。</u> [8/27 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5 廃棄物・建設発生土	5-5-1	補足資料 7 に「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」とありますが、これは建設発生土とアスファルト、コンクリート、金属くず、木くずについてだけであって、塩ビやその他については何も言及していません。塩ビについても現在はリサイクルできますし、ゴムチップがどのような性状でどのような処理が可能なのか全く不明です。この表 7 を出しても非選定だということであれば、これを方法書にきちんと掲載した上で一体どのように処理をするから非選定なのかという部分はもう少し説明が要ると思います。 アスファルトやコンクリートについても 100% のリサイクルを本当に目指すのか、98% といったようなところを目標に置くのかも全く不明です。 [8/27 審査会]	-	補足資料 11 で 本日説明
	5-6-1	補足資料 7 に「現地での処理または再資源化」とありますが、この辺りも実際何をするのかが不明ですので、少なくとも非選定理由としてもこのままでは不十分だということを指摘させていただきます。 [8/27 審査会]	-	
6 大気質				
7 水質・底質				
8 土壌	8-1-1	方法書 3-111 ページと 3-112 ページの土壌汚染で、形質変更時要届出区域が表 3-83 に土壌汚染対策法、表 3-84 に条例に基づくものが示されています。この土壌汚染対策法の表 3-83 の指-215 は、表の下注にあれば、「実施区域においては、指-215 のうち、鉛とふっ素が（指定に係る特定）有害物質となっている」ということですが、3-112 ページの図 3-42 では指-215 が 2 つあります。下の指-215 の部分が鉛とふっ素の汚染が確認されているということでしょうか。 [7/6 審査会]	そうです。 [7/6 審査会]	補足資料 8 で 説明済 [8/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 土壌	8-1-2	同じく方法書の(巻末)添付資料4の5ページから11ページまでに土壌汚染のデータも出ているのですが、残念ながらこの今回対象となる実施区域内の汚染状況については、データが全然ないのです。(巻末)添付資料4の6ページのこの図で、今回、実施区域内にあるのはこのG地区という地区になるのですか。 [7/6 審査会]	G地区です。 [7/6 審査会]	補足資料8で 説明済 [8/27 審査会]
	8-1-3	ここがさっき言った鉛とふっ素の汚染(がある土地)ということでしょうか。 [7/6 審査会]	そうです。 [7/6 審査会]	
	8-1-4	その深度方向の汚染状況が、A地区とB地区はこの方法書の巻末添付資料に出ているのだけれど、この肝心なG地区は出ていないので、ぜひ出していただきたい。 というのは、A地区とB地区を見ますと鉛の汚染、ふっ素の汚染は大体表層です。従ってここを、工事の内容にもよりますが、表層の工事だということもどこかに記載がありましたので、まさに鉛の汚染の深度によっては、汚染土壌を切ったり運搬したりということもありえますので、ここはしっかりとまずはデータを示していただきたいと思います。 [7/6 審査会]	G地区の表がないというのは失礼いたしました。これは次回添付させていただきますかと思います。 [7/6 審査会]	
	8-2-1	土壌汚染も、土壌汚染対策法や市の条例等に従って対応するので周辺環境への影響は低減・回避されるという理由で、評価項目にしないということになっているのですが、今回話がいくつか出たようなことで、私も説得力はないという気はいたします。 [7/6 審査会]	-	補足資料8で 説明済 [8/27 審査会]
	8-2-2	工事内容との関係をそこで明らかにした上で、環境影響評価項目として選定しなくても良いというような説明ができれば良いのですが、今の状態では要するに「法令に従うので評価項目としては選定しません」となっているだけです。ここはしっかりと説明いただきたい。 [7/6 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 土壌	8-2-3	特にここは形質変更時要届出区域になっていますので、今回実施区域内で形質変更することになるわけですが、形質変更の届出は横浜市がするということでしょうか。 [7/6 審査会]	市施行の工事になりますので、土壌汚染対策法第 12 条の届出（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）をするのが事業者になるのか横浜市になるのかというところは、その後の検討になるかと思いますが、いずれにしても、形質変更時要届出区域における土地の形質変更の届出書を提出し、飛散、拡散しない方法というのをその所管に確認していただき、我々は飛散、拡散しない方法をしっかりと検討し、それを記載して届出をする、といったところでございます。 [7/6 審査会]	補足資料 8 で説明済 [8/27 審査会]
	8-2-4	そうなりますよね。形質変更の届出をする際に、その変更の内容をしっかりと入れなければいけないので、いずれにしてもここはアセスに近いことをやらなければいけないわけです。 ぜひここは、本来はやはり形質変更時要届出区域ですので、元々土壌汚染があることが分かっているところですので、これを評価項目に入れないのはどうかと思います。仮に入れないとするならば、それは相当な説得力のある説明をしていただく必要があると思います。 [7/6 審査会]	-	
	8-2-5	形質変更時要届出区域の指-215 が位置する G 地区の汚染状況の資料について情報いただきましてありがとうございます。これを見ますと、大体表層から 1 m ぐらいまでの間の汚染ということですので、今回事業者の見解にありますように汚染深度から 10 cm 程度の余裕というのが適正かどうか現時点で私もよく分からないのですが、少し余裕を持って掘削をして、汚染土壌としての対応をしていくということのようですので、それはやっていただければ良いと思います。 [8/27 審査会]	【事務局が質問】 確認をさせていただきたいのですが、今回の補足資料におきまして土壌汚染に関しての考え方についてはおおむね御了解をいただいたと事務局としては思うところなのですが、非選定理由としての記載という点でこのような形でよろしいか御見解をいただきたいのですが、いかがでしょうか。 [8/27 審査会]	
	8-2-6	それは先ほど言いましたけれども、私は良いと思います。 [8/27 審査会]	-	
	8-2-7	非選定の理由としてはこれで十分だということですか。 [8/27 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 土壌	8-2-8	十分かと言われると困りますけれども、これをベースに準備書でどう説明されるかを見させていただきたいと思います。 [8/27 審査会]	-	補足資料8で説明済 [8/27 審査会]
	8-2-9	非選定ということは調査、予測、評価の項目としては取り上げないということになっています。 [8/27 審査会]	-	
	8-2-10	非選定の理由を準備書でしっかりと記載していただく。 [8/27 審査会]	【事務局が質問】 本日の事業者からの説明において、こちらの内容で準備書で修正したいと説明がございましたので、こちらについては非選定ということではよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。 [8/27 審査会]	
	8-2-11	記載が準備書にも載るということです。これで良いかどうかということですね。 やはりそれなりに調査した結果も含めて準備書に記載していただきたいということであれば、項目選定をしていただく必要があるかと思えます。 [8/27 審査会]	今調査をしてということですが、何に対しての調査でございますか。 環境影響評価項目の土壌汚染ですので、(対象とする物質は)複数いろいろあるかと思いますが、基本的に環境基準値が決められているものというように捉えると、土壌汚染対策法での調査になるのかと思います。 方法書の参考資料に土壌汚染状況調査を指定調査機関として実施した報告書が付いてございますので、それ以降のものは、法に基づく調査をするに当たっては、汚染のおそれがないという評価になっておりますので、実際の現地の調査はしないことになると思いますが、どういった調査を想定してお話でしょうか。 [8/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 土壌	8-2-12	-	【事務局が説明】 今の調査につきましては資料調査の部分に該当するのではないかと <u>思っております。</u> もちろん必要に応じて現地調査 が行われる場合もあるかと思いま すが、資料調査とするのか、それと も現地調査をするのかというところ につきましては、方法書の内容を 踏まえて項目選定された場合にお いて、準備書の段階で事業者により 検討いただくという流れでよろし いかと思います。 <u>このため、環境影響評価項目とし て選定するのかもしれないかという ところが非常に大きいところです。</u> 既に、既存の文献の調査につしま しては事業者の方でされておりま して、この内容をもって非選定とい うふうに判断するものかと事務局 としては考えております。 [8/27 審査会]	補足資料 8 で 説明済 [8/27 審査会]
	8-2-13	<u>ありがとうございます。そういう ことなので、いかがでしょうか。</u> [8/27 審査会]	-	
	8-2-14	<u>それで結構です。</u> [8/27 審査会]	-	
	8-2-15	<u>(他の委員に対して) 補足資料 8 の 表 9 に赤字で修正を加えていただ いておりますけれども、この内容で 選定しない理由としては十分だと いうことで大丈夫でしょうか。</u> はい、ありがとうございます。特 に御異論はないようですので、こち らの項目についてはこの本日の補 足資料の内容でよろしいだろうと いうことかと思います。 [8/27 審査会]	-	
	8-3-1	<u>ここの根岸住宅地区というのは、 G 地区がそうであるように米軍の 消防署があったところです。そこで 泡消火剤を保持していた、あるいは 使っていたという可能性が考えら れるのですが、泡消火剤、泡消火薬 剤の中には PFOS、PFOA、その他の PFAS が入っている可能性があるわ けですが、何か情報をお持ちかある いは検討をされていますでしょうか。</u> [8/27 審査会]	方法書への記載につきましては、 基本的に土壌汚染対策法に基づく 特定有害物質に特化した記載とさ せていただいておりますけれども、 この場でお話をさせていただくよ うな内容かどうかというところも あるのですが、防衛省からは地元の ねぎまち協議会(米軍根岸住宅地区 返還・まちづくり協議会) への報告 の中にもありますけれども、泡消火 剤につきましては使用した記録は ないということが、地元の地権者の 皆様へも防衛省から報告されてい るところでございます。 [8/27 審査会]	説明済 [8/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 土壌	8-3-2	過去に PFAS に関する土壌の調査をやられたということはないのですか。 [8/27 審査会]	国も含めて調査を行ったという ようなことは聞いておりません。 [8/27 審査会]	説明済 [8/27 審査会]
	8-3-3	米軍がここの消防署に泡消火薬剤の保持タンクを有していて、その保持タンク内の PFAS の濃度を測ったかなり高濃度の PFAS が検出されていました。おそらく薄めたものや使ったものではなくて原液があったのだらうと私は思います。そういう保持タンクがあって、実際に泡消火剤がこの区域で使われたかどうか分かりませんが、持っていたことは確かなようですので、その辺のことも含めてしっかり情報を入手した上で、関連の検討をしていただきたいと思います。 いずれ住民からもそういう質問が出る可能性は大いに考えられますので、事前にしっかりその辺は準備しておいた方が良くと思います。 [8/27 審査会]	住民から聞かれたときへの準備ということで、アドバイスありがとうございます。ただ、我々はそのタンクを測ったら高濃度であったりとか、そういったことについては国からも聞いていないところでもございますので、委員がどこからその情報を入手されたのかは我々では分からないところでございます。 要はなぜそのタンクを測ることになったのかということが理解できないところでございます。 住民から聞かれたときへの準備というのはさせていただいておりますが、実際それが何かというところにつきましては、少し国にも問い合わせをさせていただければと、このように考えております。 [8/27 審査会]	
	8-3-4	実は、沖縄タイムスが米軍に対する情報公開法を用いて入手した情報が 2021 年に公開されているのですが、実際には 2018 年頃に米軍が調査をしたようです。かなり高濃度の PFOS、PFOA それから PFHxS 等の PFAS が検出されている。 それを使ったかどうかまでは私も情報を持っていませんが、十分そこは検討しておく必要があらうかと思いますが、横浜市会や神奈川県でも国に対して質問書を送ったりしているようですので、その辺はある程度の情報を得られるのではないかと思います。 [8/27 審査会]	承知しました。現時点での事業者の考えとしては、今いただいたお話を踏まえて、まず国を通して使用履歴等の確認はさせていただきます。その上で、現在の法的な土壌汚染の判断なども含めまして、必要であればそういった調査をやっていくということになるかと思っています。 使用履歴を認めたら、すぐ PFAS の調査をするというような答えは、今日の時点で準備はできていないと思っておりますので、その点は御理解をいただくようお願いいたします。 [8/27 審査会]	
	8-3-5	今回のふっ素とか鉛の汚染で汚染土壌を掘削して搬出した場合ですが、どこかでその汚染土壌の処理、浄化をするというような場合に、もしそこで PFAS の汚染もあるのであれば、ある程度検討しなくては行けませんので、その辺も含めて私は今日申し上げたところです。 [8/27 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9 騒音 10 振動	9-1-1	騒音・振動のところで工事中と存在・供用時の影響予測をするということで、方法書の 6-21 ページの図 6-6 に工事用車両走行ルートが書き込まれて、それに対して地点が選定されています。前のページ (6-20 ページ) を見ると、存在・供用時も同じ地点を予測地点とするということだと思うのですが、その事業関係車両の走行ルートは、工事用車両の走行ルートと全く同一だと考えて良いのかということについて質問させてください。 [7/6 審査会]	現地については、アクセスできる道というのが高台の台地の上は 2 箇所しかございません。そういう意味でいきますと、事業用車両と工事用車両のルートというのは同じになります。 また、先ほどの堀割川という西側の河川に近いところというのは、入口はもう 1 箇所しかございませんので、事業用車両も工事用車両も一緒になるというところでございます。 また、その道に至るところに関してもこのエリアはかなり狭い道もございますので、そういった車両は、ある程度しっかりと幅員がある、バス等が走るところを主で走らせないといけないわけですから、同じような (ルート) というように考えております。 [7/6 審査会]	補足資料 16 で 本日説明
	9-1-2	そうであれば、図 6-6 には赤矢印と青矢印で工事用車両走行ルートとだけ書かれていますけれども、ここに事業関係車両の走行ルートというのも併記していただかないと、供用時の予測地点が適切かどうかという判断ができないかと思えます。 [7/6 審査会]	-	
	9-1-3	今の点よろしいでしょうか。こちらにつきましても、また次回以降、補足資料で示していただくということをお願いいたします。 [7/6 審査会]		
11 地盤				
12 悪臭				
13 低周波音				
14 電波障害				
15 日影				
16 風環境				

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 安全	17-1-1	【審議での指摘事項等】 安全の浸水が非選定となっている理由として、「公共施設工作物(宅盤、道路や公園)は周辺地域に浸水を生じさせる要因にならない」と書いてありますが、切土や盛土によって当該地や周辺に影響が及ぶ可能性もありますし、将来的に建築物が設置された後に流出量が増大する可能性も十分あります。 選定することが望ましいですが、非選定の場合も理由の加筆が必要なのではないかと思うので、もし可能であれば事務局から「安全(浸水)に関しても御検討をお願いしたい」とお伝えいただけるでしょうか。 [8/27 審査会]	【事務局が回答】 承知いたしました。 事業者に検討を促す(選定、非選定の)理由の部分につきましては、存在・供用時ということによろしいでしょうか。 [8/27 審査会]	補足資料 18 で 本日説明
	17-1-2	【審議での指摘事項等】 そのように考えています。 この後何かしらの建物が建築されるのは想定範囲内と考えますので、アセスの対象範囲外にはなってしまうかもしれないのですが、その辺りも見据えての理由の追加又は選定への変更を御検討いただきたいと思います。 [8/27 審査会]	【事務局が回答】 承知しました。 存在・供用時の安全(浸水)の選定、非選定の理由について、再度検討して補足説明をするように、事業者に伝えたいと思います。 [8/27 審査会]	
18 地域交通	18-1-1	非選定になっている点については疑問に思っており、今回(補足資料2で)このように御説明いただきましたが、これでは非選定としていることの理由にはなっていないと思いました。 例えば、工事車両が走行することで、交通混雑に影響を及ぼす可能性があるため交通混雑は環境影響評価項目として選定をしているのですけれども、そうであればどうして交通混雑の可能性はあると認識しているのに交通安全は影響がないと判断をされているというのが分からないというのがまず素朴な疑問です。 当然車両が走れば、混雑にも安全にも影響がありますし、むしろ量が少なければ、混雑はそれほど問題になりませんけれども、走る時点で事故の可能性というのは増えますので、むしろ歩行者等の安全の方が先に選定されるべきかと思います。 [8/27 審査会]	-	補足資料 11 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 地域交通	18-1-2	非選定の理由として「このような対策を取ることで影響は回避又は低減します。」「地域特性や交通状況を熟知している道路管理者及び交通管理者との協議をして、計画決定しますので、影響を回避又は軽減します。」という説明が書かれていますが、これらについても、そうやって決まった案について審査をするのがアセスの審査会なのではないかと私は思いますので、それをやらなくて良いということになればこのアセス自体は何のためにやっているのかという気はいたします。 [8/27 審査会]	-	補足資料 11 で 本日説明
	18-1-3	存在・供用時について環境影響評価項目に挙げていない理由として、今回は基盤整備であって建築物は造らないから、交通の発生は建築物に伴うものだからというような理由を述べられているかと思います。 それについては、一定程度は理解するのですが、一方で基盤整備の後に造られる建築物が大規模な高層建築物であればアセスの対象事業となるとはと思いますが、普通の一般的な戸建て住宅が並ぶような住宅街だったとしたら、おそらくこのようなアセスは行われたいのではないかと思います。そうしますと、そのような住宅が増えて、人口も増えて、それに伴って交通が発生して周辺の道路が混雑するというような、そういった影響について評価する機会というのは今後ないようにも思います。 そうではなくて、これだけの面積の土地の開発を行うということが既に分かっておりますし、そのうちの何%は住宅に充てられるといったことも計画の上では分かっているかと思いますので、それが分かれば、おおよそ、そこにはどのくらいの人口や世帯数が入って、それによって発生する自動車の交通量がどのくらいかということは、これまでの経験からある程度予測はできます。やはりそうしたことはこの基盤整備を行うこの時点でしっかりと存在・供用時の予測、評価もするべきではないかと思います。 [8/27 審査会]	-	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 地域交通	18-2-1	方法書 2-13 ページの図 2-8 の対象事業実施地域の西側の方、堀割川沿いに赤い線の大型車の走行ルートが載っていますが、この道路は細い道ですので大型車通行規制がかかっているのではないかと考えているのですが、この点についても確認いただきたいと思います。 [8/27 審査会]	この根岸の高台に通じる道というのは基本的には、大型車進入禁止の規制がかかっているところでございます。ですので、従前、防衛省においても大型車両を入れる工事等をしてございますけれども、この工事につきましても、全て規制の対象外となる許可申請をした上での車両の搬入を計画しているところですので。そうでなければ、このような図面というか計画を立てられないところでございますので、我々もそういう規制がかかっているというのは認識しており、その対応もしっかりと検討しているところだということはお話させていただきます。 [8/27 審査会]	説明済 [8/27 審査会]
19 景観	19-1-1	今回、景観の評価は重要だと考えております。根岸の立地の特性だと思いますが、今現在景観として調査地点を設定している地点は、事業範囲の外側からの景観が中心だと思います。そうしたときに、内部の景観をきちんと地点設定していただきたいというように思っていました、内部から見渡す、見下ろす、そういった景観がこの地域の非常に代表的な景観ではないかと感じているのです。 このため造成計画がないままに、内部の景観の調査地点の検討というのが難しいのではないかとということで1つ目の事業計画についてお伺いしたのですが、この景観の調査地点の内部の検討がされていないというのはなぜですか。 [7/6 審査会]	将来土地利用されたときに、外から見たとき、特に高台にございますので、将来の建築物による圧迫感とか、そういったものを考えております。ですので、中からの景観、ランドスケープというよりは、外からの見た目というところを評価の対象として重視したというところがございます。 [7/6 審査会]	補足資料 17 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
19 景観	19-1-2	この地域の景観的な特徴は、段丘面の上部を地形に即して土地利用してきたところに優れた景観特性があるわけで、外から見るのが重要ではなく、この敷地内でどのように景観が広がるかという点が非常に重要であり、用途地域の検討がされないまま高さが検討されていないですし、それから地盤面の検討もされていない状態で、内部の景観の評価ができないのではないかと感じるのです。 そういう意味でやはり内部景観の調査地点と内部の造成計画の検討状況をお示しいただきたいと思いました。 [7/6 審査会]	方法書自体で内部の景観について地点が入っていないかというところで、我々は内部の景観について、何も検討していないわけではなく、(方法書の) 巻末の添付資料 1 に、「米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性についての市民意見募集」の資料を添付してございます。この中の 2 枚目の住宅地等ゾーン(に記載しています)。これは旧来の土地利用計画のときも書いてございました。我々は今委員がお話しになったように、根岸の高台の特徴、キャラクターというのはしっかりと把握しているつもりでございます。そういった意味も踏まえて、住宅地等ゾーンでは、高台からの眺望を生かしというふうに記載させていただいております。ですので、調査地点そのものについては設定してございませんけれども、こういったことを踏まえて土地利用の造成計画も検討しているところではございます。 [7/6 審査会]	補足資料 17 で 本日説明
	19-1-3	それは計画として理解するのですが、具体的にどのように変わるのかということが環境影響として評価されるべきでありまして、それが調査地点の位置図ですと非常に小縮尺で、周辺からの景観のみしか考慮されていないので、やはり大縮尺で内部の景観を検討していただきたいというように思います。 [7/6 審査会]	-	
20 触れ合い活動の場				
21 文化財等				